

仕様書

1 案件名称

令和8年度 大正区役所女性用トイレサニタリーボックス設置賃貸借

2 数量

5台

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所（設置場所）

大阪市大正区役所（設置場所は別紙設置場所一覧・図面のとおり）

5 業務内容

- (1) 受注者は、発注者が指定する大正区役所各階（1～5階）女性用トイレにサニタリーボックスを設置すること。
- (2) 設置するサニタリーボックスは、利用時に内部が見えない二重構造とし、センサー付き自動開閉式であること。
- (3) 受注者は、サニタリーボックスを設置した個室トイレのドアにシール等で、設置していることを表示すること。
- (4) 受注者は、設置したサニタリーボックスに異常がないか定期的に点検を行うこと。また、不具合が生じた場合は、速やかに、正常なものと交換を行うこと。
- (5) 受注者は、設置したサニタリーボックスの容器を月1回、洗浄・殺菌等行い、清潔に保つこと。
- (6) 受注者は、契約期間終了後、速やかにサニタリーボックスを撤去すること。

6 留意事項

受注者は、サニタリーボックスの供給の都度、その内容及び数量について、発注者の監督職員の点検・確認を受けること。その際、納品書等を発注者の監督職員に提出すること。

7 その他

- (1) 受注者は、保守（アフターサービス・メンテナンスのことを言う。以下同じ）を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務

を実施しなければならない。

- (3) 保守以外（機器の据付等のことを言う。以下同じ）を委託に付する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (4) 保守及び保守以外の委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (5) 保守を委託する場合、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記（1）の書面とあわせて発注者に提出しなければならない。
- (6) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については受注者の負担する保険とする。
- (7) 本仕様書に疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (8) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」「グリーン配送に係る特記仕様書」「不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」「生成 AI 利用に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (9) 契約の締結については、令和 8 年度予算が成立したときとする。

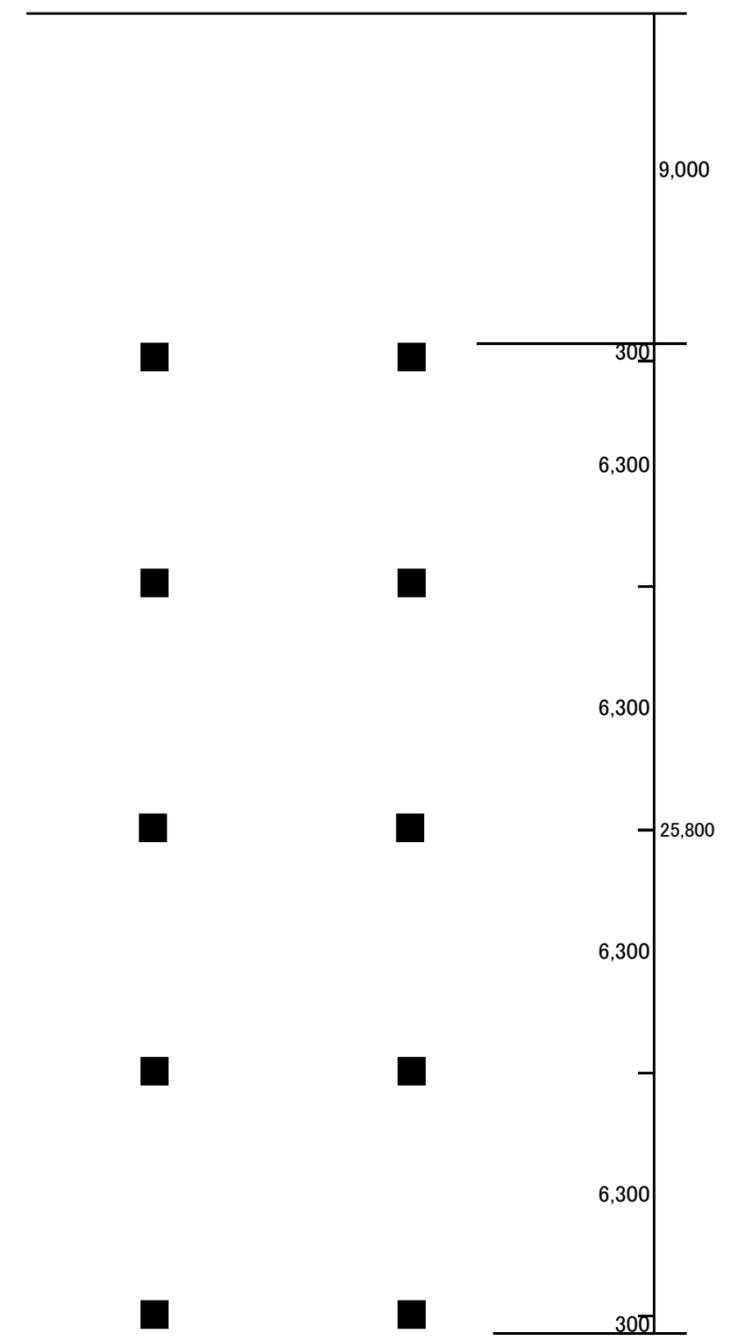
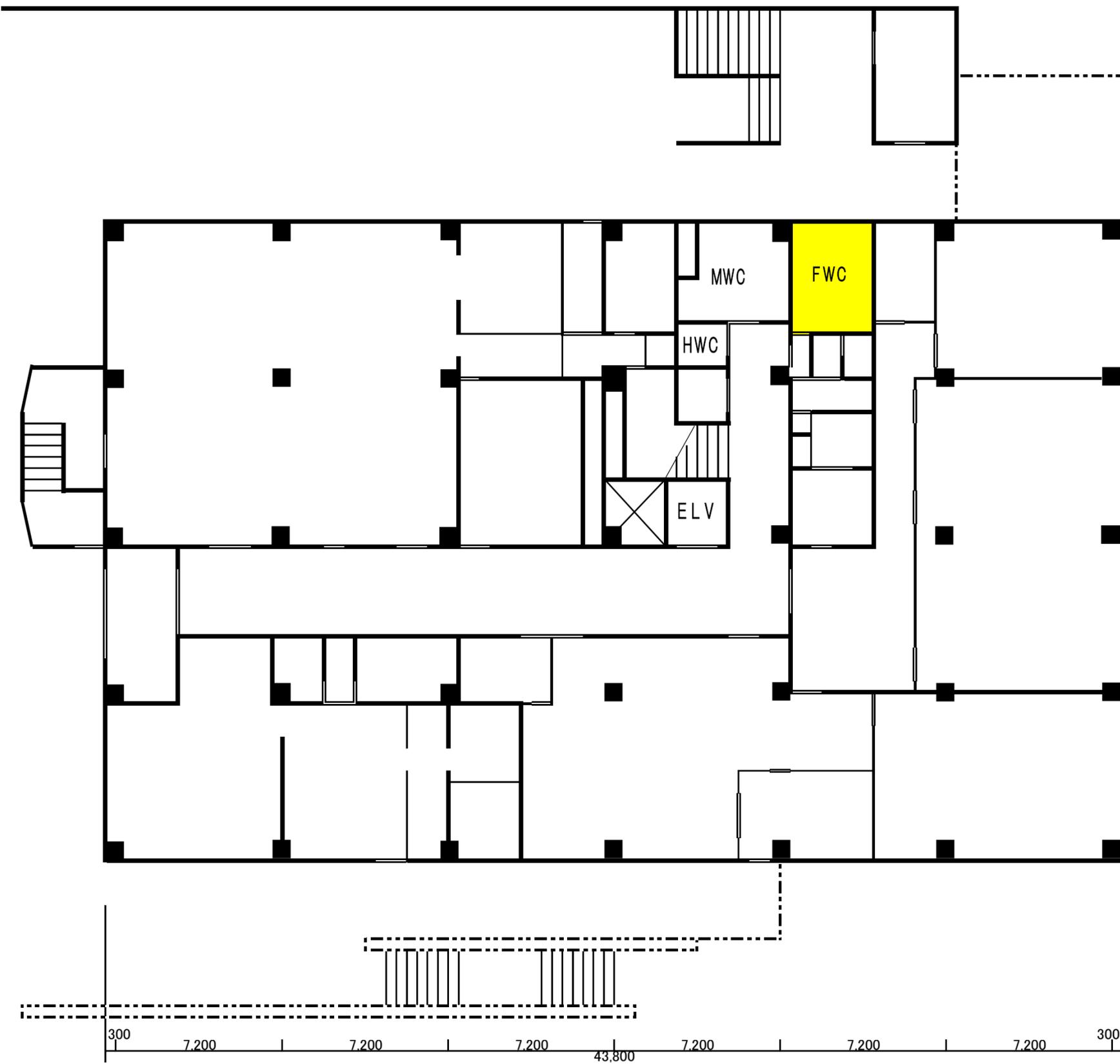
8 問い合わせ先

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 神野
〒551 - 8501 大阪市大正区千島 2 丁目 7 番 95 号
TEL : 06 - 4394 - 9951
FAX : 06 - 6553 - 1981
メールアドレス : th0001@city.osaka.lg.jp

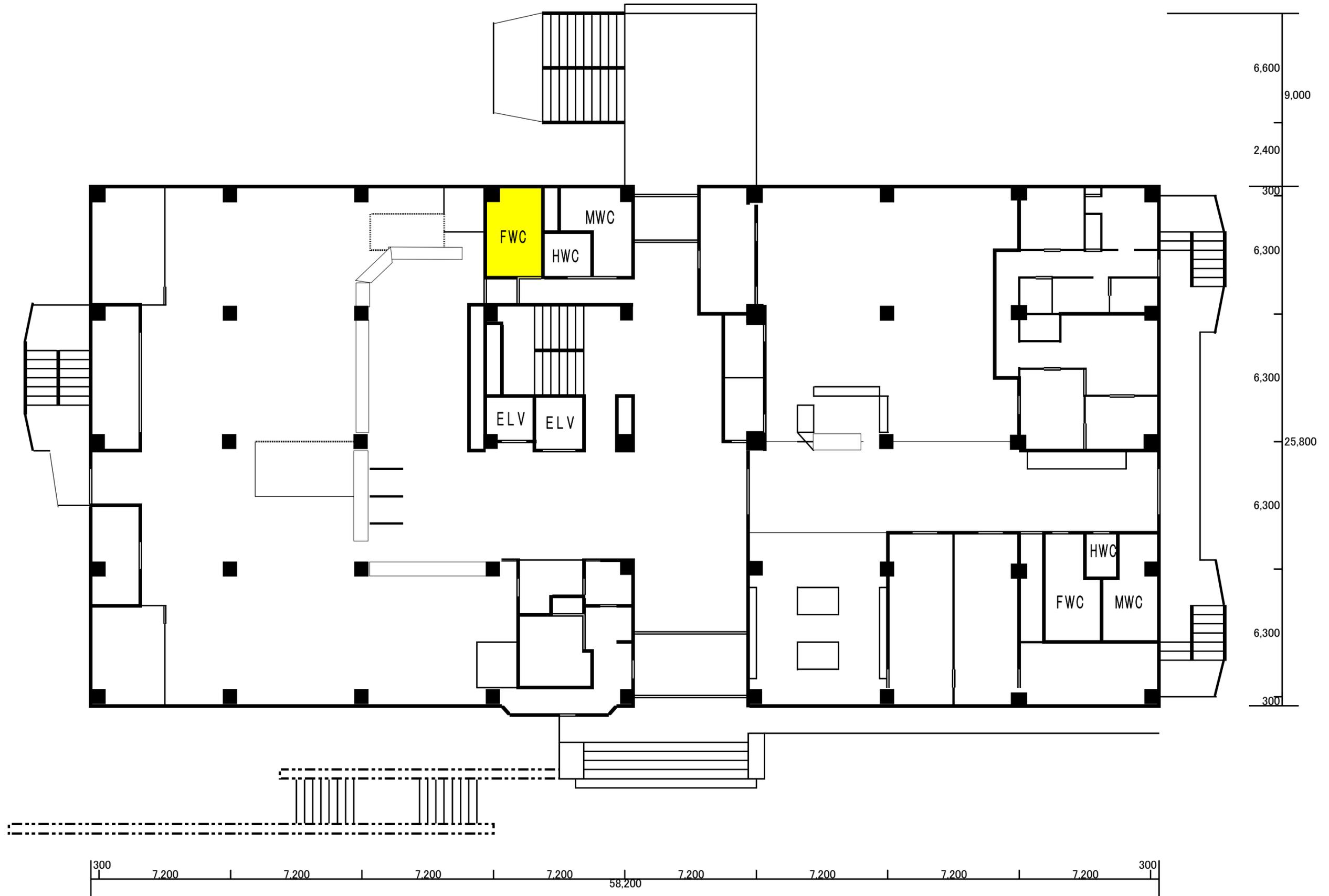
設置場所一覧

設置場所	設置数	備考
1階女子トイレ(洋式)	1	
2階女子トイレ(洋式)	1	
3階女子トイレ(洋式)	1	
4階女子トイレ(洋式)	1	
5階女子トイレ(洋式)	1	
合計	5	

大正区役所庁舎1階 (平面図)



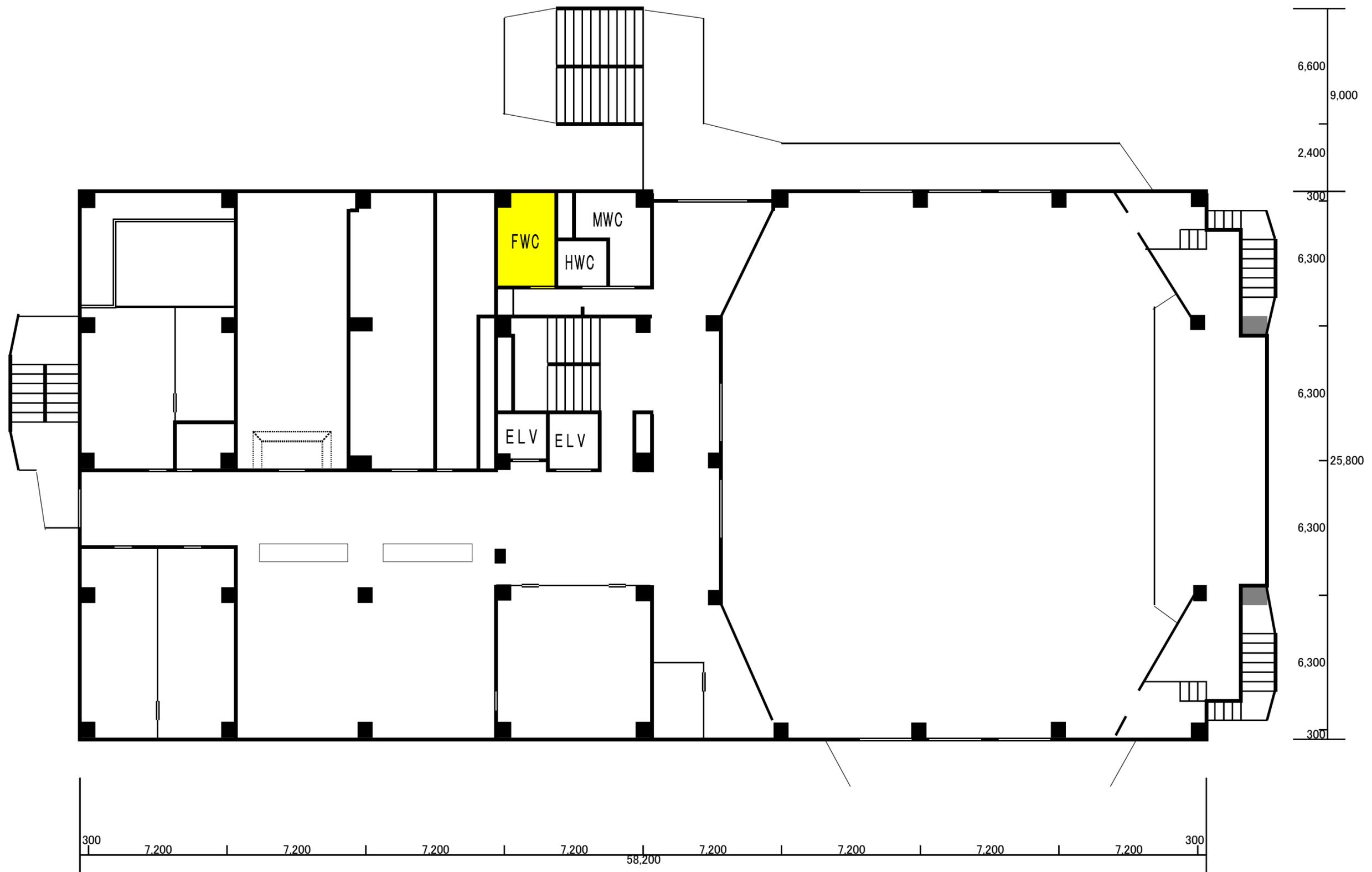
大正区役所庁舎2階 (平面図)



大正区役所庁舎3階 (平面図)



大正区役所庁舎4階 (平面図)



大正区役所庁舎5階（平面図）

